

令和５年度における投網によるあゆの採捕禁止に関する指示について

１ 指示の目的

漁業権の設定されていない河川におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限することで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

※ 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）については、委員会指示によらず、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者である漁業協同組合が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定することを整理（平成 21 年 5 月 13 日開催の第 237 回委員会）

２ あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣りの人があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという地域からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 昨年度は、加勢蛇川（琴浦町、平成 12 年度～）、勝田川（琴浦町、平成 13 年度～）に指示
 - ・ 過去には、河内川（気高町）、甲川（中山町）等で指示の実績あり

３ 昨年度の指示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示 3 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和 4 年 5 月 31 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	令和 4 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154－1 地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

４ 令和５年度における地域からの要望

琴浦町：要望はしない

（理由）

- ・ アユの投網による採捕をする者が減少し、ここ 3 年間は、地元住民から指示を出してほしい旨の要望もなく、通報等の実績もない。
- ・ 過去には、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的として、アユの放流も行っていたが、現在、資源回復の取り組みをする団体等もない。

【参考法令等】

○ 鳥取県漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで及び 9月26日から10月31日まで	内水面

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第171条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。